第360回矢板市議会定例会

# 報告事項

令和2年3月

矢 板 市

# 第360回矢板市議会定例会報告事項

報告第1号	市長の専決処分事項報告について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	専決第9号	損害賠償の額の決定及び和解について
報告第2号	市長の専決処分事項報告について・・・・・・・・・P3	
	専決第2号	<b>損害賠償の額の決定及び和解について</b>

## 報告第1号

市長の専決処分事項報告について

下記事項について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の 規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和2年2月28日

矢板市長 齋 藤 淳一郎

記

専決第9号 損害賠償の額の決定及び和解について

### 専 決 処 分 書

下記事項については、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項 の規定により、専決処分する。

令和元年12月25日

矢板市長 齋 藤 淳一郎

記

損害賠償の額の決定及び和解について

令和元年10月13日、栃木県矢板市上伊佐野709番地6地先の路上において 発生した車両事故による相手方の損害について、市の義務に属する損害賠償の額を 次のとおり定め和解する。

- 1 損害賠償額 23,210円
- 2 和解の条件 市から相手方に1の損害賠償金を支払い、今後この事故に関していかなる事情が生じても、双方決して異議を申し立てない。
- 3 相 手 方 栃木県矢板市荒井

報告第2号

市長の専決処分事項報告について

下記事項について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の 規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和2年2月28日

矢板市長 齋 藤 淳一郎

記

専決第2号 損害賠償の額の決定及び和解について

#### 専 決 処 分 書

下記事項については、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項 の規定により、専決処分する。

令和2年1月30日

矢板市長 齋 藤 淳一郎

記

損害賠償の額の決定及び和解について

令和元年10月20日、栃木県矢板市幸岡40番地3地先の路上において発生した車両事故による相手方の損害について、市の義務に属する損害賠償の額を次のとおり定め和解する。

- 1 損害賠償額 203,298円
- 2 和解の条件 市から相手方に1の損害賠償金を支払い、今後この事故に関していかなる事情が生じても、双方決して異議を申し立てない。
- 3 相 手 方 栃木県塩谷郡塩谷町大字船生